

## 大阪ウォーキング連合会則

### 第1章 総 則

#### 第1条 (名 称)

本会は、大阪ウォーキング連合（以下「本会」という）と称する。

#### 第2条 (目 的)

本会は、大阪にウォーキングを普及推進するとともに、自然を愛護し自然に親しみ、健康な心身の涵養を図り明るい社会の発展に寄与することを目的とする。

#### 第3条 (所在地)

本会の事務所は、〒576-0034 大阪府交野市天野が原町4丁目10-3に置く。

#### 第4条 (事 業)

本会は、第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) ウォーキングの実践（A、B、C、ゆーほ例会、特別例会等）。
- (2) ウォーキング実践団体間の交流と親睦を図る事業。
- ~~(3) 日本ウォーキング協会（JWA）以下「協会」という）に加盟し、協会が主催する事業に協力する。~~
- (4) その他ウォーキングの普及推進に必要な事業の運営に協力する。

#### 第5条 (会 員)

本会は、次の各号で定める会員をもって構成する。

- (1) 個人会員；ウォーキングの実践と普及に関心を有する個人。
- (2) 家族会員；個人会員の家族。
- ~~(3) 休止会員；病気・転勤等の事由により事業に参加できなくなった個人会員。~~
- (4) 賛助会員；運営・実行には直接関与せず、入会金・賛助会費によって組織を支援する会員

#### 第6条 (入会手続)

本会に入会しようとする者は、入会申込書に入会金及び会費を添えて事務局に提出するものとする。

#### 第7条 (資格の喪失)

会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会を申し出たとき
- (2) 会費を滞納したとき
- (3) 除名されたとき
- (4) 死亡したとき

#### 第8条 (除名)

会員が本会の名誉を著しく傷つけ、または本会の目的に違反する行為があったときは、理事会の承認を得て除名することが出来る。

#### 第9条 (会員の特典)

会員は、会員証・名札等が支給され、本会主催の各種行事に参加できる。

~~2個人会員、賛助会員には、協会が発行する機関紙を、賛助会員には、手帳「ウォーキングダイアリー」を希望する会員に本会より配布する。~~

### 第2章 役 員

#### 第10条 (役 員)

本会に、役員として理事(13名以内) および監事1名を置き、理事の互選により、会長、副会長を選任する。

#### 第11条 (役員の仕事)

役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会 長：本会を代表し、会務を総括するとともに、協会等外部団体の交渉窓口となる。
- (2) 副 会 長：会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 理 事：理事会を構成し、本会の運営に必要な事項を審議するとともに、会長・副会長を補佐し、各種団体との折衝に参画する。
- (4) 監 事：毎事業年度の会計を監査し、総会に報告する。

大阪ウォーキング連合会則(R 6)

第12条 (役員を選任)

役員は、会員の中から理事会で推挙し、總會の承認を得るものとする。

第13条 (役員任期)

役員任期は2年とし、その期間は改選承認を行う總會までとする。但し、再任は妨げない。  
会員資格を喪失した場合は、期中であっても理事会で解任することができる。

第14条 (役員報酬)

役員報酬は支給しない。但し、理事会の定めるところにより、各種の会議出席の交通費等の必要経費を支給することができる。

第15条 (名誉役員等)

理事会の決議を経て、本会に名誉会長・顧問を置くことができる。

第3章 例会の運営

第16条 (ウォークリーダー等)

本会の行なう各種例会の運営を円滑に実施するために、ウォークリーダーおよびコースリーダー等を任命し、必要な業務を委嘱する。

第4章 会 議

第17条 (会 議)

会議は、總會および理事会等とする。

第18条 (總 会)

1. 總會は、年1回開催し、事業・予算・決算報告及び役員選任等について会員に報告し承認を得る。尚、特別の事由があるときは臨時總會を開くことができる。
2. 總會は、会員の2分の1(委任状を含む)以上の出席をもって成立する。

第19条 (理事会)

理事会は、会長が適宜これを招集し、本会の運営に必要な事項を審議し決定する。

第20条 (事務局)

本会には必要に応じて事務局を置き、正副事務局長、会計等は会長が委嘱する。(理事が兼任することができる)

第5章 会 計

第21条 (会 計)

本会の運営に必要な経費は、会費・入会金・参加料・事業収入等によって支弁する。

第22条 (会 費)

本会の年会費および入会金は、次の通り定める。

- |          |           |                     |                   |
|----------|-----------|---------------------|-------------------|
| (1) 個人会員 | 2,000円    | <del>(3) 休会会員</del> | <del>2,000円</del> |
| (2) 家族会員 | 2,000円    | (4) 入会金             | 1,000円            |
| (5) 賛助会員 | 10,000円以上 |                     |                   |

第23条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。

第24条 (監 査)

本会は、監事による会計の監査を受けなければならない。

第6章 雑 則

第25条 (施行細則)

この会則の実施について必要がある場合は、理事会において別に定める。

大阪ウォーキング連合会則(R 6)

第 26 条 (会則の改定)

この会則の改定は、理事会の議を経て総会出席者の3分の2以上の賛成をもって行なうことができる。

第 27 条 (会の設立と会則施行日)

本会は 1991 年 4 月 1 日設立、この会則は、1992 年 4 月 10 日から施行する。

会員種別と会費区分

会員種別	個人会員	家族会員	休止会員	賛助会員	備考
会 費	2,000 円	2,000 円	2,000 円	10,000 円以上	
総会の議決権	◎	◎	⊖	×	
例会、下見等参加	◎	◎	×	◎	
OWU 資料の交付	○	×	⊖	○	
80 歳到達会員の会費	2,000 円	1,000 円	2,000 円	—	

※— 賛助会員は半額としない。

※— 80 歳を過ぎて会員になった方は、継続会員でないため 22 条に規定する半額に該当しない。

△— 有料です。

改定履歴

2000 年 2 月 13 日	一部改定
2004 年 2 月 14 日	一部改定
2005 年 2 月 14 日	一部改定
2006 年 2 月 25 日	一部改定
2007 年 2 月 17 日	一部改定
2008 年 2 月 16 日	一部改定
2012 年 2 月 5 日	一部改定
2013 年 2 月 10 日	一部改定
2015 年 2 月 15 日	一部改定
2016 年 2 月 21 日	一部改定
2018 年 2 月 18 日	一部改定
2019 年 2 月 24 日	一部改定
2022 年 2 月 26 日	一部改定
2023 年 8 月 25 日	一部改定
2024 年 3 月 9 日	一部改定